

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	道路事業（道路改良事業）					
地区名	一般県道幸田石井線					
事業箇所	安城市小川町地内					
事業のあらまし	<p>一般県道幸田石井線は、西三河内陸部と幡豆、吉良等の沿海部を結び、安城市南部の地域拠点を通る重要な道路である。当該事業区間は鉄道により分断された東側の市街地と西側の農地および集落を連絡する役割を担っている。</p> <p>本事業は関連する鉄道立体交差事業（限度額鉄道立体事業）、土地区画整理事業と一体的に実施することにより、周辺地域の分断解消、道路の交通円滑化、歩行者の安全性向上、周辺土地利用の増進および魅力ある市街地の形成を図ったものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①渋滞のないスムーズな移動空間の提供</p> <p>②魅力ある市街地の形成</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	24 億円		□工事費 1 億円、□用補費 4 億円、□その他 19 億円（負担金含む）			
事業期間	採択年度	平成 15 年度	着工年度	平成 15 年度	完成年度	平成 21 年度
事業内容	バイパス整備 延長 L=0.42km 幅員 W=20.0m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>○渋滞のないスムーズな移動空間の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業前は朝ピーク7時台東向きの旅行速度が9km/hであったが、事業後は18km/hに向上した。</li> <li>・事業前は、米津17号踏切で踏切滞留長290m（北行き、7時台）といった踏切渋滞が発生していたが、鉄道高架になることでこの渋滞がなくなった。また踏切事故が平成18年に1件発生していたが、今後このような渋滞・事故の心配は無くなった。</li> </ul> <p>○魅力ある市街地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を整備することによって鉄道により分断された地域をつなぐ道路が新たに整備され、地域の分断は解消された。</li> <li>・地元町内会へのヒアリングでは、「鉄道西側に立地する安城消防署南分署から緊急車両が鉄道東側地区に確実に到達できるようになり、生活における安心感が向上した。」との評価を得ている。</li> <li>・桜井小学校教頭へのヒアリングでは、「当該区間の整備により、通学路として通過する必要があった踏切が除却され、児童の安全性向上に寄与している」との回答を得た。</li> <li>・事業後、周辺3町内会の人口が約800人増加しており、鉄道立体交差事業、土地区画整理事業とあわせて本事業の効果が周辺土地利用増進の一因となっている。</li> </ul>				
		<p>【達成状況に対する評価】</p> <p>本事業および関連する事業により、「渋滞のないスムーズな移動空間の提供」および「魅力ある市街地の形成」が図られており、事業目標は十分に達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

②事業効果の発現状況	<b>【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】</b>				
			事業採択時	実績	備考
	事業期間		H15～H20	H15～H21	
	事業費 (億円)	工事費	内訳不明	1.3	
		用地補償費		4.0	
		その他		18.8	
		合計	25.07	24.1	
	効果の 算定 要因	踏切滞留長	290m	0m	現道の状況
		旅行速度	9km/h (7時台東行き)	18km/h (7時台東行き)	
	<b>【事業期間に対する評価】</b> ・事業期間が事業採択時の予定より延長されたが、概ね計画通りに進捗したものと判断する。				
<b>【事業費に対する評価】</b> ・事業費は事業採択時と比較し、大きな差異はなく、ほぼ計画通りとなった。					
<b>【効果の算定要因に対する評価】</b> ・踏切滞留が解消され、また旅行速度も向上していることから、事業の効果が発現していると考えられる。					
③事業実施による環境の変化	・踏切が除却され3.0mの歩道が整備されたことにより、歩行者の安全性および快適性は向上した。				
<b>III 対応方針（案）</b>					
今後の事後評価の必要性	主要な事業目標に対して目標を達成しており、事業の有効性が認められたので、今後の事後評価の必要性は無いものと考えられる。				
改善措置の必要性	事業目標を達成しており、改善措置の必要性はないものと考えられる。				
同種事業に反映すべき事項	事業実施前には、事業評価マニュアル等の評価項目を参照しながら、評価に利用可能な指標・データ（現況写真、交通量調査等）の調査・整理を広く行うこと。また、特にバイパス整備においては、現在の交通機能が、バイパス整備によってどのように代替・改善されるかを視野におき、現況の整理を行うことが必要である。				
<b>IV 事業評価監視委員会の意見</b>					
一般県道幸田石井線の対応方針（案）〔改善措置等の必要なし〕を了承する。					
<b>V 対応方針</b>					
改善措置等の必要なし					